

# 小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱

平成23年4月1日付け22農振第2309号  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

2009年度に閣議決定された新成長戦略において、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年に、温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの目標を掲げ、あらゆる政策を総動員した「チャレンジ25」の取組を推進することとしており、再生可能エネルギーの導入促進等による温室効果ガス排出削減が求められている。

一方、農村地域においては、豊富で多様な小水力等が賦存しており、これらを有効に活用することが温室効果ガス排出削減や農村活性化につながるものと考えられる。

そこで、農村地域における小水力等を有効活用するための取組支援を行い、また、これらの支援の成果をとりまとめ、今後の小水力等の導入の円滑な推進に資するものとするため、次のとおり小水力等農業水利施設利活用支援事業及び小水力等農業水利施設利活用実証支援事業を実施する。

### 1 小水力等農業水利施設利活用支援事業

再生可能エネルギーを活用するための施設を導入するためには、多様で複雑な調査設計や関係者との協議調整等が必要であることから、導入が必ずしも円滑に進んでいるとは言い難い状況である。

このため、農村地域における再生可能エネルギー供給施設の導入に当たって必要となる調査設計や協議調整等を支援し、農村地域における再生可能エネルギーの円滑な導入に資するものとする。

### 2 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業のうち小水力等農業水利施設利活用実証事業

小水力発電の更なる推進のために、新技術を導入した発電施設の低廉化や技術的な知見が必要とされている。

このため、技術指導等を通じて、新技術を活用した低コストな水力発電の実証による普及を図ることにより、もって、農業生産費の低減、低炭素社会の創出に資するものとする。

### 3 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業のうち集落排水資源利活用実証事業

低炭素社会の実現と維持管理費の軽減のため、農業集落排水施設における省エネ対策、汚泥の農地還元及び処理水の利活用等がより一層推進される必要がある。

このため、民間事業者が実施する、供用中の施設におけるモニタリング等を通して、その効果を「見える化」することにより、地域の関係者の理解を得るとともに、これらの取組に関する情報の発信等を支援することにより、低炭素社会の実現と維持管理

費の軽減に資するものとする。

- 4 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業  
農村地域では多様な自然エネルギーが豊富に賦存するものの、地域に広く分散しているため、エネルギーを利用する者に効率的に結びつけられておらず、有効に利活用されていない。

このため、温室効果ガス削減に資する農業農村整備をモデル的に実施し、農村地域の自然エネルギーを効率的に利用するなどの取組を支援するとともに、農村地域における温室効果ガスの排出量の削減に資する活動を併せ行い、より効果的な温室効果ガスの削減を通じて農業農村の活性化に資するものとする。

## 第2 小水力等農業水利施設利活用支援事業（以下「導入支援事業」という。）について

### 1 事業内容

導入支援事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 案件形成支援事業
- (2) 概略設計支援事業
- (3) 基本設計支援事業
- (4) 協議・手続支援事業
- (5) 都道府県協議会支援事業

### 2 事業実施主体

都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体等であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件を満たすものとする。

### 3 事業実施期間

導入支援事業の事業実施期間は、平成23年度から平成25年度までの3カ年間とする。

### 4 事業実施手続

- (1) 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める事業申請書を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県又は市町村にあつては地方農政局長をいう。以下第2において同じ。）に提出（事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合にあつては、事業実施主体は、都道府県知事又は市町村長に事業申請書を提出するとともに、提出のあった都道府県知事又は市町村長は、地方農政局長等に事業申請書を提出）するものとする。
- (2) 地方農政局長等は別に定めるところにより、(1)により提出のあった事業申請書について、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、予算の範囲内において当該事業の実施を採択し、その旨を事業実施主体に通知（事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合にあつては、地方農政局長等は都道府県知事又は

市町村長に通知するとともに、通知のあった都道府県知事又は市町村長は、事業実施主体にその旨を通知)するものとする。

(3) 事業実施主体は、(2)による採択の通知を受けた事業申請書について、総事業費の変更を伴う変更を行う場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等にその旨を申し出る(事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合にあっては、事業実施主体は、都道府県知事又は市町村長に申し出るとともに、申し出のあった都道府県知事又は市町村長は、地方農政局長等にその旨を申し出る)ものとする。

(4) 地方農政局長等は、(3)により申出のあった事業申請書の変更を認める場合にあっては、農村振興局長が別に定めるところにより、当該事業の変更を認め、その旨を事業実施主体に通知(事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合にあっては、地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長に通知するとともに、通知のあった都道府県知事又は市町村長は、事業実施主体にその旨を通知)するものとする。

## 5 助成

国は、予算の範囲内で導入支援事業に必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより2の事業実施主体に助成するものとする。

## 6 実施報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

(1) 導入支援事業の実施結果報告書

(2) 導入支援事業の実施後の再生可能エネルギー供給施設等の整備状況報告書

## 第3 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業のうち小水力等農業水利施設利活用実証事業(以下「低コスト発電設備実証事業」という。)について

### 1 事業内容

低コスト発電設備実証事業では、低コスト小水力発電設備の実証を行う。

### 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

### 3 事業の採択基準

本事業の実施に当たっては、農村振興局長が別に定める低コストの小水力発電施設を設置するものであること。

### 4 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、平成23年度から平成25年度までの3カ年間とする。

## 5 助成

国は、予算の範囲内で低コスト発電設備実証事業に関連して必要となる経費について、別に定めるところにより、2の事業実施主体に助成するものとする。

## 6 実施報告

事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況について農村振興局長に報告するものとする。

## 第4 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業のうち集落排水資源利活用実証事業について

### 1 事業内容

資源利活用事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 省エネ技術導入実証事業
- (2) 集落排水汚泥利活用実証事業
- (3) 処理水利活用実証事業

### 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、1に掲げる事業ごとに、それぞれ、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体とする。

### 3 事業実施期間

資源利活用事業の事業実施期間は、平成23年度から平成25年度までの3カ年間とする。

### 4 助成

国は、予算の範囲内で本事業に必要な経費について、農村振興局長が別に定めるところにより事業実施主体に助成するものとする。

### 5 実施報告

事業実施主体は、別に定めるところにより、本事業の実施状況を農村振興局長に報告するものとする。

## 第5 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業（以下「低炭素モデル支援事業」という。）について

### 1 事業内容

低炭素モデル支援事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 低炭素むらづくりモデル地区事業（以下「モデル地区事業」という。）
  - ア ハード事業として、以下に掲げる事業を実施する。なお、少なくとも（ア）又は（イ）を一つ以上実施するものとする。
    - （ア）自然エネルギー供給施設整備

(イ) 自然エネルギー需要施設整備

(ウ) 農業生産基盤整備

イ ソフト事業として、以下に掲げる事業を実施する。

(ア) 農村振興局長が別に定めるところによりモデル地区事業の実施を通じて達成すべき目標等を定めた低炭素むらづくり計画の作成

(イ) アで定める事業に必要な調査設計

(ウ) 農村地域において温室効果ガスの排出量の把握、周知及び削減に係る活動

(エ) (ア) から (ウ) までの活動の取りまとめ

(2) 低炭素むらづくりモデル推進事業（以下「モデル推進事業」という。）

以下に掲げる事業を実施する。

ア 農村振興局長が別に定めるところによる、モデル地区事業の事業実施主体が温室効果ガスの排出量を把握するための手法の構築及びこれに必要な調査等

イ モデル地区事業の事業実施主体に対する助言及び指導

ウ モデル地区事業の成果を踏まえ、今後の農業農村整備を通じた低炭素むらづくりのあり方を示した報告書の取りまとめ

エ 低炭素モデル支援事業の適切な実施のための第三者委員会の設置及び運営

## 2 事業実施主体

(1) モデル地区事業の事業実施主体は、ソフト事業にあつては農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された地域協議会、ハード事業にあつては当該地域協議会又はその構成員であつて、農村振興局長が別に定める要件を満たすものとする。

(2) モデル推進事業の事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された民間団体であつて、モデル地区事業に基づく活動を推進する団体とする。

## 3 事業実施期間

低炭素モデル支援事業の事業実施期間は、平成21年度から平成25年度までの5カ年間とする。ただし、モデル地区事業の採択期間は、平成21年度限りとする。

## 4 事業実施手続

モデル地区事業の実施手続については、以下のとおりとする。

(1) 1の(1)の事業を実施しようとする地域協議会の代表者（以下「地域協議会長」という。）は、2の(1)の公募要領の定めるところにより応募し、審査の結果、事業実施主体の候補者として認められた場合は、その決定通知を受けた後速やかに、農村振興局長が別に定める低炭素むらづくりモデル地区事業実施採択申請書（以下「事業申請書」という。）を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は別に定めるところにより、(1)により提出のあつた事業申請

書を審査の上、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、当該事業の実施を採択し、その旨を当該地域協議会長に通知するものとする。ただし、当該審査の結果不採択となった場合であっても、農村振興局長が別に定めるところにより、申請者に対しその旨を通知するものとする。

(3) 地域協議会長は、(2) による承認を受けた事業申請書について、必要な場合には所要の変更を行うものとし、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等へ提出するものとする。

(4) 地方農政局長等は提出のあった事業申請書の変更を認める場合にあっては、農村振興局長が別に定めるところにより、当該事業の変更を認め、その旨を地域協議会長に通知するものとする。

## 5 助成

国は、予算の範囲内でモデル地区事業に必要となる経費について、農村振興局長が別に定めるところにより2の事業実施主体に助成するものとする。

## 6 実施報告

### (1) モデル地区事業の実施結果

地域協議会長は、農村振興局長が別に定めるところにより、毎事業年度の実施結果並びに低炭素むらづくり計画及び低炭素むらづくり計画に定められた目標の達成状況について評価及び検証を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

### (2) モデル推進事業の実施結果

モデル推進事業の事業実施主体は、毎年度、当該事業の実施について、農村振興局長が別に定めるところにより、実施結果報告書を作成し、農村振興局長に提出するものとする。

## 第6 推進指導

1 国は、事業実施主体に対して、小水力等農業水利施設利活用促進事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な助言及び指導を行うものとする。

2 六次産業化の推進を図るため、小水力等農業水利施設利活用促進事業を積極的に活用するものとする。特に、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づき農林水産大臣が認定した総合化事業計画若しくは研究開発・成果利用事業計画と連動する小水力等農業水利施設利活用促進事業は優先的に配慮する。

## 第7 委任

小水力等農業水利施設利活用促進事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

## 第8 経過措置

農村振興再生可能エネルギー導入支援事業実施要綱の制定について（平成22年4月1日付け21農振第2499号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2141号）に基づき採択された地区については、本要綱に基づき小水力等農業水利施設利活用促進事業のうち第5の低炭素むらづくりモデル支援事業として採択されたものとみなして、同地区をモデル地区事業として実施することができる。

# 小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要領

平成23年4月1日付け22農振第2310号  
農林水産省農村振興局長通知

## 第1 趣旨

小水力等農業水利施設利活用促進事業の実施については、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領によるものとする。

## 第2 小水力等農業水利施設利活用支援事業（以下「導入支援事業」という。）について

### 1 事業内容等

#### (1) 案件形成支援事業

小水力等利活用施設の導入の促進に資する、小水力等利活用施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援事業をいう。

#### (2) 概略設計支援事業

小水力等利活用施設を導入するに当たり必要となる概略的な設計に対する支援事業をいう。

#### (3) 基本設計支援事業

小水力等利活用施設を導入するに当たり必要となる基本的な設計に対する支援事業をいう。

#### (4) 協議・手続支援事業

小水力等利活用施設を導入するに当たり必要となる関係者との協議や各種手続に対する支援事業をいう。

#### (5) 都道府県協議会支援事業

都道府県、市町村、土地改良区、小水力等利活用施設の導入に係る専門技術者等から構成される協議会を設置し、技術的な指導助言を受けながら、(1)から(4)までの取組、あるいはそれらに相当する取組に係る諸課題を検討するための支援事業をいう。

### 2 事業実施主体

#### (1) 事業実施主体の要件

要綱第2の2の農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める要件は、要綱第2の1の(2)から(4)までの事業を実施する場合、当該事業の終了後速やかに、農業農村振興に資する公的施設等に対し再生可能エネルギーを供給する施設の整備又は更新を予定していることとする。ただし、要綱第2の1の(4)の事業を実施する場合は、再生可能エネルギーを供給する施設の整備若しくは更新を実施しているか又は実施することが確実になければならない。

#### (2) 関係書類の閲覧

地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄

総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)は、必要に応じて、導入支援事業の事業実施主体の経理内容を調査し、要綱第2の4の(1)の事業申請書及び事業実施の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

### (3) 証拠書類の保管

導入支援事業の事業実施主体又はその地位を承継した者は、導入支援事業の申請の基礎となり又は実施に関する証拠書類又は証拠物件を、当該事業の事業実施期間が終了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

## 3 事業実施手続

- (1) 要綱第2の4の(1)に定める事業申請書は、別記様式第1の1号によるものとする。
- (2) 要綱第2の4の(2)による採択の通知は、別記様式第1の2号により行うものとする。
- (3) 要綱第2の4の(3)により提出する事業申請書は、別記様式第1の3号によるものとする。
- (4) 要綱第2の4の(4)により変更を認める通知は、別記様式第1の4号により行うものとする。

## 4 助成

- (1) 要綱第2の5の助成の対象となる経費は、導入支援事業の実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

- ア 報償費
- イ 旅費
- ウ 需用費
- エ 役務費
- オ 委託費
- カ 使用料及び賃借料
- キ 物品・備品購入費
- ク 共済費
- ケ 補償費
- コ 資材等購入費
- サ 機械賃料

### (2) 助成の単価

(1)の助成の対象となる経費は、事業実施主体の存在する都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、当該地域の実情及び事業の趣旨に即した適正な価格により算定するものとする。

### (3) 助成金の適正な執行

助成金の使途については、事業の趣旨等を踏まえ、適正に執行するものとする。

### (4) 会計経理の適正化

導入支援事業に係る助成を受けた事業実施主体は、次により会計経理を行うものとする。

ア 導入支援事業の経理は、他の事業と区分すること。

イ 導入支援事業の助成金の使用は、事業申請書に規定した内容に基づいて行い、会計責任者は、支出内容が明確に確認できる書類を整備しておくこと。

ウ 金銭の出納は、金銭出納簿により行うとともに、領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。また、この場合において、必要に応じ金融機関に預金口座等を設けること。

#### (5) 経理事務指導

地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対し、導入支援事業に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

### 5 事業実施結果等の報告

(1) 要綱第2の6の(1)の報告は、別記様式第1の5号によるものとし、導入支援事業の実施結果を当該事業年度の翌年度の4月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 要綱第2の6の(2)の報告は、別記様式第1の6号によるものとし、要綱第2の1の(2)から(4)までの事業を実施した場合に、再生可能エネルギー供給施設等の整備後速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

### 第3 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業のうち小水力等農業水利施設利活用実証事業について

#### 1 事業内容

要綱第3の1に定める事業内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小水力発電事業に関する専門的知識を有する技術者で構成する低コスト発電設備実証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の指導助言を受けながら、低コストの小水力発電施設の技術性や経済性を検証し、発生電力の活用策の検討を行う。また、検討結果を取りまとめ、情報の発信を行う。

#### 2 事業の採択基準

要綱第3の3の「農村振興局長が別に定める低コストの小水力発電施設を設置するものであること」とは、当該事業が以下の要件を満たすものであることとする。

(1) 技術性、経済性の検証が行われること

(2) 発生電力の活用策が検討されること

(3) 効率化や設備一体化等の検討により今後の普及に資するものであること

#### 3 助成

要綱第3の5の助成の対象となる経費は、事業実施にかかる経費のうち、次に該当するものとする。

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 物品・備品購入費
- (9) 給料、職員手当等
- (10) 共済費
- (11) 補償費
- (12) 資材購入費
- (13) 機械賃料
- (14) 工事費

#### 4 実施報告

要綱第3の6の実施状況の報告については、別記様式第2号によるものとし、事業実施年度の翌年度の4月末日までに、農村振興局長に定めるところにより、発電計画の概要及び経済性の検討結果等を報告するものとする。

#### 第4 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業のうち集落排水資源利活用実証事業について

##### 1 事業内容

- (1) 要綱第4の1の(1)に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 省エネ技術導入検討業務
  - イ 省エネ技術導入の実証業務
  - ウ 実証結果の取りまとめと情報の発信
- (2) 要綱第4の1の(2)に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 集落排水汚泥の利活用のための最適手法の検討業務
  - イ 集落排水堆肥の利活用実証業務
  - ウ 実証結果の取りまとめと情報の発信
- (3) 要綱第4の1の(3)に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 処理水利活用のための最適手法の検討業務
  - イ 処理水利活用の実証業務
  - ウ 実証結果の取りまとめと情報の発信

##### 2 事業の適正な執行の確保

地方農政局長等は、事業実施主体に対して、本事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な助言及び指導を行うものとし、本事業の実施主体は、実証を行う農業集落排水施設を所有する市町村等と緊密に連絡を取りながら事業に取り組むものとする。

### 3 助成

要綱第4の4の助成の対象となる経費は、事業実施にかかる経費のうち、次に該当するものとする

- (1) 賃金
- (2) 報償費
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 物品・備品購入費
- (9) 給料、職員手当等
- (10) 共済費
- (11) 補償費
- (12) 資材購入費
- (13) 機械賃料
- (14) 工事費

### 4 事業実施結果の報告

- (1) 要綱第4の5の実施報告については、別記様式第3号によるものとし、毎年度、報告書を作成し、当該年度の3月末日までに、農村振興局長に提出するものとする。  
なお、事業最終年度においては、要綱第4の3に規定する事業の実施期間全体における成果を取りまとめた報告書を提出するものとする。
- (2) (1)の報告書は、可能な限り電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが出来ない方式で作られた記録をいう。）で作成するものとする。

## 第5 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業について

### 1 事業内容

- (1) 低炭素むらづくりモデル地区事業（以下「モデル地区事業」という。）
  - ア 要綱第5の1の(1)のアに掲げる事業の内容は、それぞれ以下のとおりとする。
    - (ア) 自然エネルギー供給施設整備  
自然エネルギー供給施設整備とは、自然エネルギーを活用・供給するために必要な施設及び送電施設等の整備をいう。
    - (イ) 自然エネルギー需要施設整備  
自然エネルギー需要施設整備とは、温室効果ガスの削減に資する農業関係施設等の統廃合又は改造をいう。

(ウ) 農業生産基盤整備

農業生産基盤整備とは、農業農村整備のうち温室効果ガス排出量の削減に資するものをいう。

イ 要綱第5の1の(1)のイの(ア)の低炭素むらづくり計画は、農村地域の活性化を実現するため、地域の創意工夫の下、以下の事項について別紙4の1により作成するものとする。

(ア) モデル地区事業の実施を通じて達成すべき農村地域の温室効果ガス排出量の削減目標

(イ) 温室効果ガス排出量の削減を通じて達成すべき農業農村の活性化目標

(ウ) アの目標を実現するために必要な事業実施期間中の事業内容

ウ 要綱第5の1の(1)のイの(ア)の削減目標は、以下の観点を検討して、適切に設定するものとする。

(ア) 農村地域温室効果ガス排出量の削減目標は、モデル地区事業の実施を通じ、事業実施期間終了までに達成すべき数値目標とすること。

(イ) イの(イ)の農業農村の活性化目標は、農村地域の温室効果ガス排出量の削減を通じて達成すべき将来像とすること。

エ 要綱第5の1の(1)のイの(ウ)の農村地域における温室効果ガスの排出量の把握に係る活動は、モデル地区事業の事業実施主体が要綱第5の1の(2)のアの温室効果ガスの排出量を把握するための手法(以下「低炭素むら診断手法」という。)を活用し、実施するものとする。

(2) 低炭素むらづくりモデル推進事業(以下「モデル推進事業」という。)

ア モデル推進事業の事業実施主体は、別紙4の2に基づき低炭素むら診断手法を作成し、作成した低炭素むら診断手法をモデル地区事業を実施する地域協議会に提供する。

イ 要綱第5の1の(2)のイの助言及び指導は、地域協議会から要請があった場合又はモデル推進事業の事業実施主体が必要と認める場合に実施するものとする。

ウ 要綱第5の1の(2)のエの第三者委員会は、以下に掲げる助言及び指導を行う。

(ア) 要綱第5の2の(1)の農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から事業実施主体を選定するに当たっての助言及び指導

(イ) 要綱第5の1の(2)のウの今後の農業農村整備を通じた低炭素むらづくりのあり方を示した報告書を取りまとめるに当たっての助言及び指導

(ウ) その他本事業の適切な実施に当たっての助言及び指導

## 2 事業実施主体

(1) 要綱第5の2の(1)の農村振興局長が別に定める要件は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

ア 地域協議会は、地域住民団体、農業者の組織する団体、NPO、企業、市町村等の二以上の主体で構成するものとし、その構成員に市町村が含まれていること。

イ 地域協議会は、自らの活動地域を有するものであること。

ウ モデル地区事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた地域協議会規約その他の規程が作成されていること。

(ア) 地域協議会の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲

(イ) 地域協議会の意思決定方法

(ウ) 地域協議会を解散した場合の地位の承継者

(エ) 地域協議会の事務処理及び会計処理の方法

(オ) (ア) から (エ) までのほか、地域協議会の運営に関して必要な事項

エ ウの地域協議会規約その他の規程に定めるところにより、一の手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ 地域協議会の構成員が行うハード事業については、地域協議会が補助すること。

## (2) 関係書類の閲覧

地方農政局長等は、必要に応じて、モデル地区事業に係る地域協議会の経理内容を調査し、要綱第5の4の(1)に定める事業申請書及び事業実施の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができる。

## (3) 証拠書類の保管

地域協議会又はその地位を承継した者は、モデル地区事業の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物件及び当該事業の実施に関する証拠書類又は証拠物件を、当該事業の事業実施期間が終了した年度の終了の日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

## (4) 地域協議会の業務運営の透明性の確保

地域協議会は、会員名簿、地域協議会規約その他の規程、低炭素むらづくり計画等の書類について、インターネット、広報誌等により広く一般に公開するものとする。

## (5) 取得した財産の所有

モデル地区事業により取得した財産は、地域協議会又は地域協議会の構成員が所有するものとする。

## 3 事業実施手続

モデル地区事業の採択申請書等の様式は、以下のとおりとする。

(1) 要綱第5の4の(1)に定める事業申請書は、別記様式第4の1号によるものとする。

(2) 要綱第5の4の(2)による採択の通知は、別記様式第4の2号によるものとする。

(3) 要綱第5の4の(2)による不採択の通知は、別記様式第4の3号によるものとする。

(4) 要綱第5の4の(3)により提出する事業申請書は、別記様式第4の4号によるものとする。

(5) 要綱第5の4の(4)により変更を認める通知は、別記様式第4の5号によるものとする。

のとする。

#### 4 助成

(1) 要綱第5の5の助成の対象となる経費は、当該事業実施に係る経費のうち、次に該当するものとする。

ア 要綱第5の1の(1)のアのハード事業に係る以下の経費

- (ア) 工事費
- (イ) 測量設計費
- (ウ) 機械器具費
- (エ) 営繕費
- (オ) 用地費及び補償費
- (カ) 換地費
- (キ) 工事雑費

イ 要綱第5の1の(1)のイのソフト事業に係る以下の経費

- (ア) 賃金
- (イ) 報償費
- (ウ) 旅費
- (エ) 需用費
- (オ) 役務費
- (カ) 委託費
- (キ) 使用料及び賃借料
- (ク) 物品・備品購入費
- (ケ) 給料、職員手当等
- (コ) 共済費
- (サ) 補償費
- (シ) 資材等購入費
- (ス) 機械賃料

(2) 助成の額及び単価

ア 要綱第5の1の(1)のイのソフト事業に係る以下の経費に対する助成の額は、次のとおりとする。

- (ア) 要綱第5の1の(1)のアの(ア)及び(イ)によって整備する施設箇所が4カ所以下の場合には35百万円を上限とする。
- (イ) 要綱第5の1の(1)のアの(ア)及び(イ)によって整備する施設箇所が5カ所以上7カ所以下の場合には45百万円を上限とする。
- (ウ) 要綱第5の1の(1)のアの(ア)及び(イ)によって整備する施設箇所が8カ所以上の場合には55百万円を上限とする。

イ (1)の助成の対象となる経費は、地域協議会の構成員である市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、当該地域の実情及び事業の趣旨に則した適正な価格により算定するものとする。

(3) 助成金の適正な執行

助成金の使途については、事業の趣旨等を踏まえ、適正に執行するものとする。

(4) 会計経理の適正化

モデル地区事業に係る助成を受けた地域協議会は、次により会計経理を行うものとする。

ア モデル地区事業の経理は、他の事業と区分して経理を行うこと。

イ モデル地区事業の助成金の使用は、要綱第5の4の(1)に定める事業申請書に規定した内容に基づいて行い、会計責任者は、支出内容が明確に確認できる書類を整備しておくこと。

ウ 金銭の出納は、金銭出納簿により行うとともに、領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理しておくこと。また、この場合において、必要に応じ金融機関に預金口座等を設けること。

(5) 経理事務指導

地方農政局長等は、必要に応じて、地域協議会に対し、モデル地区事業に係る経理が適切に行われるよう指導するものとする。

5 事業実施結果等の報告

(1) モデル地区事業の実施結果

要綱第5の6の(1)による報告は、別記様式第4の6号によるものとし、毎事業年度の活動が終了した後、当該事業年度の翌年度の4月末日までに、当該事業の評価及び検証に係る結果を地方農政局長等に提出するものとする。

(2) モデル推進事業の実施結果

要綱第5の6の(2)に定める実施結果報告書は、別記様式第4の7号によるものとし、事業実施年度の翌年度の4月末日までに提出するものとする。

(別記様式第1の1号) (その1)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事  
(又は市町村長) 印

小水力等農業水利施設利活用支援事業 実施採択申請書

小水力等農業水利施設利活用支援事業を下記のとおり実施したいので、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第2の4の（1）に基づき、申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施主体

[添付資料]

- 1 再生可能エネルギー導入計画概要書
- 2 積算内訳書

(注) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(別記様式第1の1号) (その2)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は市町村長) 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等農業水利施設利活用支援事業 実施採択申請書

小水力等農業水利施設利活用支援事業を下記のとおり実施したいので、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第2の4の（1）に基づき、申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施主体

[添付資料]

- 1 再生可能エネルギー導入計画概要書
- 2 積算内訳書

(注) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(別記様式第1の1号 添付資料1)

小水力等農業水利施設利活用支援事業 再生可能エネルギー導入計画概要書

- (1) 地区名
- (2) 事業実施地域
- (3) 再生可能エネルギー導入計画の概要
  - ア 再生可能エネルギー供給施設の導入の目的及び背景、地域の現状
  - イ 再生可能エネルギー供給施設の導入予定者
  - ウ 導入予定の再生可能エネルギー供給施設の概要（施設規模、導入予定時期等）
  - エ 供給予定の再生可能エネルギー需要施設の概要
- (4) 都道府県協議会の概要
- (5) その他（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づく計画、（3）のウ以外の再生可能エネルギー供給施設の導入実績等）

(注1) (3) のイ、ウ及びエは、要綱第2の1の（2）から（4）までの事業を実施する場合に記載すること。

(注2) (4) は、要綱第2の1の（5）の事業を実施する場合に記載すること。

(注3) (5) は当該地域において（3）のウ以外の再生可能エネルギー供給施設をこれまでに導入又は導入する予定である場合に、その施設の概要、本事業との関連性等を記載すること。

(別記様式第1の1号 添付資料2)

小水力等農業水利施設利活用支援事業 積算内訳書

1 収入の部

区 分	
(1) 国庫補助金	千円
(2) 自己負担金	
(3) その他	
合計	

2 支出の部

区 分	総事業費	負担区分			備 考
		国庫補助 金	自己負担 金	その他	
(1) 案件形成支援事業	千円	千円	千円	千円	
(2) 概略設計支援事業					
(3) 基本設計支援事業					
(4) 協議・手続支援事業					
(5) 都道府県協議会支援事業					
合計					

(別記様式第1の2号) (その1)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は市町村長) 殿

各地方農政局長 印  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

小水力等農業水利施設利活用支援事業 実施採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第2の4の（2）に基づく審査の結果、小水力等農業水利施設利活用支援事業の実施を採択したので通知する。

(別記様式第1の2号) (その2)

番 号  
年 月 日

団 体 名  
代表者名 殿

都道府県知事  
(又は市町村長) 印

小水力等農業水利施設利活用支援事業 実施採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったこのことについて、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第2の4の（2）に基づく審査の結果、小水力等農業水利施設利活用支援事業の実施を採択したので通知する。

(別記様式第1の3号) (その1)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事  
(又は市町村長) 印

小水力等農業水利施設利活用支援事業 事業実施採択申請書の変更について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号に採択された小水力等農業水利施設利活用支援事業実施採択申請書について、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第2の4の（3）に基づき、変更を申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域

[添付資料]

- 1 再生可能エネルギー導入計画概要書
- 2 積算内訳書

(注1) 下線を引く等により変更箇所を明示すること。

(注2) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(別記様式第1の3号) (その2)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は市町村長) 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等農業水利施設利活用支援事業 事業実施採択申請書の変更について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号に採択された小水力等農業水利施設利活用支援事業実施採択申請書について、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第2の4の（3）に基づき、変更を申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域

[添付資料]

- 1 再生可能エネルギー導入計画概要書
- 2 積算内訳書

(注1) 下線を引く等により変更箇所を明示すること。

(注2) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(別記様式第1の4号) (その1)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は市町村長) 殿

各地方農政局長 印  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

小水力等農業水利施設利活用支援事業 実施採択申請書の変更承認通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知)第2の4の(4)に基づき、小水力等農業水利施設利活用支援事業実施採択申請書の変更を認めたので通知する。

(別記様式第1の4号) (その2)

番 号  
年 月 日

団体名  
代表者名 殿

都道府県知事  
(又は市町村長) 印

小水力等農業水利施設利活用支援事業 実施採択申請書の変更承認通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知)第2の4の(4)に基づき、小水力等農業水利施設利活用支援事業実施採択申請書の変更を認めたので通知する。

(別記様式第1の5号) (その1)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事  
(又は市町村長) 印

小水力等農業水利施設利活用支援事業 実施結果報告書の提出について

小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知)第2の6の(1)のAに基づき、別紙のとおり実施結果報告書を提出します。

(別記様式第1の5号) (その2)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は市町村長) 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等農業水利施設利活用支援事業 実施結果報告書の提出について

小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知)第2の6の(1)のAに基づき、別紙のとおり実施結果報告書を提出します。

(別記様式第1の5号 別紙)

小水力等農業水利施設利活用支援事業 実施結果報告書

1. 地区概要

事業実施主体名	〇〇
地区名	〇〇地区
事業実施地域	〇〇県〇〇市〇〇
当該実施期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月 (事業実施期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月)

2. 活動実績

年 月	区 分	事業費	負担区分			備 考
			国庫補助金	自己負担金	その他	
	1) 案件形成支援事業 2) 概略設計支援事業 3) 基本設計支援事業 4) 協議・手続支援事業 5) 都道府県協議会支援事業	千円	千円	千円	千円	
	合計					

3. 実施内容の総括

4. 再生可能エネルギー導入計画の概要

- (1) 導入の目的及び背景、地域の現状
- (2) 再生可能エネルギー導入の構想
- (3) 再生可能エネルギー供給施設の導入予定者
- (4) 導入予定の再生可能エネルギー供給施設の概要 (施設規模、事業費、導入予定時期等)
- (5) 供給予定の再生可能エネルギー需要施設の概要

5. 実施結果とりまとめ

(注) 4. (3) から (5) は、2. 2) から 4) までのいずれかを実施した場合に記載すること。

(別記様式第1の6号) (その1)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事  
(又は市町村長) 印

小水力等農業水利施設利活用支援事業 整備状況報告書の提出について

小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知)第2の6の(1)のイに基づき、別紙のとおり整備状況報告書を提出します。

(別記様式第1の6号) (その2)

番 号  
年 月 日

都道府県知事  
(又は市町村長) 殿

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

小水力等農業水利施設利活用支援事業 整備状況報告書の提出について

小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知)第2の6の(1)のイに基づき、別紙のとおり整備状況報告書を提出します。

(別記様式第1の6号 別紙)

小水力等農業水利施設利活用支援事業 整備状況報告書

1. 地区概要

事業実施主体名	〇〇
地区名	〇〇地区
事業実施地域	〇〇県〇〇市〇〇
当該実施期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月 (事業実施期間 平成 年 月 ～ 平成 年 月)

2. 導入した再生可能エネルギー供給施設の概要

3. 導入した再生可能エネルギー供給施設の利用状況

4. その他

(注1) 2. は導入した施設の規模を明示し記載すること。あわせて記載すること。

(注2) 3. は再生可能エネルギーについても、あわせて記載すること。

(別記様式第2号)

番 号  
年月日

地方農政局長  
北海道にあつては農村振興局長 殿  
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長

申請者名 印

### 低コスト発電設備実証事業の検討結果

小水力等農業水利施設利活用実証事業〇〇地区の低コスト発電設備実証事業について、別添のとおり検討結果がとりまとまったので、実施概要及び関係書類を添えて報告する。

実 施 概 要

注1) 実施概要は簡潔に記載する。

注2) 関係書類とは、以下に掲げるものとする。

- 1 要領第3の2に定める小水力発電施設の技術性及び経済性の検証結果及び発生電力の活用策の検討結果報告書。
- 2 実施概要について別途作成した資料がある場合は添付する。

(別記様式第3号)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名  
代表者名 印

集落排水資源利活用実証事業 実施結果報告書の提出

小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第4の5に基づき、別紙のとおり実施結果報告書を提出します。

(別記様式第3号 別紙)

## 実施結果報告書

### 1. 地区概要

事業実施主体名	〇〇
地区名	〇〇地区
事業実施地域	〇〇県〇〇市〇〇
当該実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (事業実施期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月)

年月	活動内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	その他	

### 2. 活動実績

日 時	実施概要

### 3. 実施内容の総括及び今後の方針

### 4. 実施状況写真

### 5. 実施結果とりまとめ

(注1) 「負担区分」の「その他」の欄には、自己負担金及び収益金を記載することとし、必要に応じて、列を追加すること。

(注2) 4. 実施状況写真は、2. 活動実績の「活動内容」の欄に記載した活動の状況及び内容がわかる資料(写真等)を添付すること。

(別記様式第4の1号)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿

北海道にあつては農林水産省農村振興局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所

団 体 名 ○○地域協議会

代表者名 印

### 低炭素むらづくりモデル地区事業実施採択申請書

低炭素むらづくりモデル地区事業を下記のとおり実施したいので、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知)第5の4の(1)に基づき、申請します。

### 記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施期間

### [添付資料]

- 1 低炭素むらづくり構想
- 2 積算内訳書
- 3 地域協議会規約等
- 4 農林水産省農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された地域協議会であることを示す書面

(注) 記の1の「地区名」及び記の2の「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(別記様式第4の1号 添付資料1)

〇〇協議会低炭素むらづくり構想

- (1) 事業実施地域
- (2) 低炭素むらづくり構想のテーマ
- (3) 地域協議会概要
- (4) 地域の現状、事業を実施する背景
- (5) 事業の概要
- (6) 事業実施により期待される農業農村の活性化のイメージ
- (7) 過去の実績等

(注1) (3) は構成員の名称及び当該団体の概要を記載すること。

(注2) (4) は地域の現状、本事業に申請する理由等を記載すること。特に、地域で策定した農村活性化にかかる計画や温室効果ガスの削減に係る計画との整合性を記載すること。

(注3) (5) は申請時点で検討している全体事業構想を年度別の事業量及び事業費を明示し記載すること。

(注4) (6) は事業を実施した場合に想定されるイメージ等を記載すること。

(注5) (7) は、当該地域協議会又は地域協議会の構成員が、温室効果ガス削減に資する事業をこれまでに実施、又は実施する予定である場合はその事業名、事業概要、本事業との関連性等を記載すること。

(別記様式第4の1号 添付資料2)

低炭素むらづくりモデル地区事業積算内訳書

【全体事業計画】

1 収入の部

区 分	
国庫補助金 自己負担金 収益金	千円
合計	

2 支出の部

(単位 : 円)

区 分	総事業費	負担区分		備 考
		国庫補助金	その他	
1. ハード事業	千円	千円	千円	
2. ソフト事業				
合計				

【平成 年度計画】

1 収入の部

区 分	
国庫補助金 自己負担金 収益金	千円
合計	

2 支出の部

(単位 : 円)

区 分	総事業費	負担区分		備 考
		国庫補助金	その他	
1. ハード事業	千円	千円	千円	
2. ソフト事業				
合計				

(注) 「負担区分」の「その他」の欄には、自己負担金等を記載することとし、必要に応じて、列を追加すること。

(別記様式第4の2号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域協議会長 殿

各地方農政局長 印

北海道にあつては農林水産省農村振興局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

低炭素むらづくりモデル地区事業 事業実施採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第5の4の（2）に基づく審査の結果、低炭素むらづくりモデル支援事業のうち、低炭素むらづくりモデル地区事業の実施を採択したので通知する。

(別記様式第4の3号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域協議会長 殿

各地方農政局長 印

北海道にあつては農林水産省農村振興局長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

低炭素むらづくりモデル地区事業 事業実施不採択通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたこのことについて、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第5の4の（2）に基づく審査の結果、低炭素むらづくりモデル支援事業のうち、低炭素むらづくりモデル地区事業の実施を採択しないこととしたので通知する。

(別記様式第4の4号)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名 ○○地域協議会  
代表者名 印

低炭素むらづくりモデル地区事業実施採択申請書の変更について

低炭素むらづくりモデル地区事業を下記のとおり実施したいので、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号に採択された低炭素むらづくりモデル地区事業実施採択申請書を小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第5の4の（3）に基づき、変更を申請します。

記

- 1 地区名
- 2 事業実施地域
- 3 事業実施期間

[添付資料]

- 1 低炭素むらづくり構想
- 2 積算内訳書
- 3 地域協議会規約等

(注) 記の1の「地区名」及び「事業実施地域」は、ふりがなを付けること。

(別記様式第4の5号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域協議会長 殿

各地方農政局長 印  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

低炭素むらづくりモデル地区事業実施採択申請書の変更承認通知書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったこのことについて、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第5の4の（4）に基づき、低炭素むらづくりモデル地区事業実施採択申請書の変更を認めたので通知する。

(別記様式第4の6号)

番 号  
年 月 日

各地方農政局長 殿  
北海道にあつては農林水産省農村振興局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住 所  
団 体 名 〇〇地域協議会  
代表者名 印

低炭素むらづくりモデル地区事業 実施結果報告書の提出

小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第5の6の（1）に基づき、別紙のとおり実施結果報告書を提出します。

(別記様式第4の6号 別紙)

低炭素むらづくりモデル地区事業 実施結果報告書

1. 地区概要

事業実施主体名	〇〇地域協議会
地区名	〇〇地区
事業実施地域	〇〇県〇〇市〇〇
当該実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月 (事業実施期間 平成 年 月 ~ 平成 年 月)

年月	活動内容	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	その他	
	1. ハード事業 2. ソフト事業				

低炭素むらづくりの目標	
目標達成の状況	

2. 活動実績

開催日時	実施概要

3. 目標の達成状況

4. 第三者委員会の実施概要

5. 実施内容の総括及び今後の方針

6. 実施状況写真

7. 実施結果とりまとめ

(注1) 「負担区分」の「その他」の欄には、自己負担金及び収益金を記載することとし、必要に応じて、列を追加すること。

(注2) 6. 活動状況写真は、2. 活動実績の「活動内容」の欄に記載した活動の状況及び内容がわかる資料（写真等）を添付すること。

(注3) 添付資料として、低炭素むらづくり計画及び関係資料をあわせて提出すること。

(別記様式第4の7号)

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住 所  
団 体 名 ○○団体  
代 表 者 名 印

低炭素むらづくりモデル推進事業 事業実施結果報告書の提出

小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2309号農林水産事務次官依命通知）第5の6の（2）に基づき、別紙のとおり事業実施結果報告書を提出します。

（注）別紙として、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱第5の1の（2）のウに基づき取りまとめた報告書を添付するものとする。

(参考様式)

低炭素むらづくり構想  
〇〇地域協議会 平成 年 月 日策定

第1 事業の実施地域

- 1 都道府県名
- 2 市町村名
- 3 地区名

第2 低炭素むらづくり構想のテーマ

- 1 テーマ（キャッチフレーズ、スローガン等）
- 2 構想内容

第3 地域協議会の概要

- 1 構成員
- 2 協議会代表者
- 3 協議会の目的

第4 地域の現状、事業を実施する背景

1 対象地域の概要

- 1) 総人口 人、総戸数 戸、うち農家戸数
- 2) 対象地域の面積 ha  
うち水田面積 ha、畑面積 ha、その他農地面積 ha
- 3) 対象地域の農業概況

2 低炭素むらづくりモデル地区事業を実施する必要性及び背景

第5 事業の概要

- 1 事業工期 平成 年度から平成 年度
- 2 総事業費 千円
- 3 低炭素むらづくりモデル地区事業において実施しようとする事業メニュー
  - 1) ハード事業（主要な工種、事業費、施設の予定管理者・所有者、事業予定年度）
  - 2) ソフト（主要な工種、事業費、事業予定年度）

第6 事業実施により期待される農業農村の活性化にかかるイメージ

第7 過去の実績等

過去に実施した温室効果ガス削減に資する活動実績概要（活動内容、経費等）

(添付図面) 低炭素むらづくり構想 一般構想図

一般計画図	位置図										
<p style="text-align: right;">S=1:</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">凡 例</th></tr></thead><tbody><tr><td>対象地域</td><td></td></tr><tr><td>自然エネルギー供給施設整備</td><td></td></tr><tr><td>エネルギー需要施設整備</td><td></td></tr><tr><td>基盤整備</td><td></td></tr></tbody></table>		凡 例		対象地域		自然エネルギー供給施設整備		エネルギー需要施設整備		基盤整備	
凡 例											
対象地域											
自然エネルギー供給施設整備											
エネルギー需要施設整備											
基盤整備											

対象となる地域を特定した地図に、主要な事業の実施位置を明示して添付すること。

別紙4の1（第5の1の（1）のイ関係）

低炭素むらづくり計画

〇〇地域協議会 平成 年 月 日策定

第1 事業の実施地域

- 1 都道府県名
- 2 市町村名
- 3 地区名

第2 地域協議会等の概要

1 地域協議会の概要

- 1) 構成員
- 2) 協議会代表者
- 3) 協議会の役割、活動内容

2 その他関係機関の概要

1) 〇〇市町村

- ア 役割
- イ 活動内容

2) J A、土地改良区、環境N P O等その他関係団体

- ア 役割
- イ 活動内容

第3 対象地域の概要、事業を実施する背景

1 対象地域の概要

- 1) 総人口 人、総戸数 戸
- 2) 対象地域の面積 h a  
うち水田面積 h a、畑面積 h a、その他農地面積 h a
- 3) 対象地域の農業概況

2 低炭素むらづくりモデル地区事業を実施する必要性及び背景

第4 対象地域における温室効果ガスの削減構想

- 1 テーマ
- 2 構想内容

第5 事業の概要

- 1 事業工期 平成 年度から平成 年度
- 2 総事業費 千円
- 3 低炭素むらづくりモデル地区事業において実施する事業メニュー

1) ハード事業（工種、事業費、事業予定年度、施設の予定管理者等）

事業種別	施設規模	事業費(国費) 百万円	事業予定年度 年度	施設の予定管理者	予定所有者	温室効果ガスの削減の関わり、削減量
ア自然エネルギー供給施設整備 〇〇ソーラー発電	100kwh	20(10)	21～25	〇〇土地改良区	〇〇土地改良区	購入していた電力を自家発電により代替 10t-co2/年
イエネルギー需要施設整備 〇〇共同温室ヒートポンプ	100kwh	20(10)	21～22	〇〇JA	〇〇JA	重油ボイラーから効率のよい暖房器具に変更 5t-co2/年
ウ基礎整備 〇〇地区圃場整備	30ha	20(10)	21～23	〇〇土地改良区	〇〇土地改良区	10t-co2/年
エその他						

エその他は低炭素むらづくりモデル地区事業以外の事業費により対応する内容

2) ソフト（主要な工種、事業費、事業予定年度）

事業種別	回数等	事業費(国費) 千円	事業予定年度 年度	活動の主体	温室効果ガスの削減の関わり
ア計画策定 地域協議運営	3回/年	30(30)	21	〇〇地域協議会	地域の合意形成による「ハ・ソノアツ」
イ調査設計 施設整備調査設計	一式	20,000(10,000)	21～22	〇〇地域協議会	削減に資する施設整備を支援
ウ把握活動 エコ診断の実施	一式	2,000(1,000)	21～25	〇〇地域協議会	削減量を明示し、モチベーションアップ
エ周知活動 ワークショップ	2回/年		21～25	〇〇地域協議会	事業効果の周知に伴う削減モチベーションのアップ
オ削減活動 モデル営農支援	営農期間	10(10)	21～25	〇〇地域協議会	堆肥連用による炭素貯留
イ小水力発電実証 カとりまとめ	灌漑期/年	50(50)	21～25	〇〇地域協議会	小水力発電による削減と効果の展示
イ成果とりまとめ キその他	毎年	500(500)	21～25	〇〇地域協議会	より効果的な次年度の事業実施に反映
	1回/年	30(15)	21～25	〇〇村	農業祭で村としての取り組み紹介
		-( )			

キその他は、低炭素むらづくりモデル地区事業以外の事業費により対応する内容

4 農村地域温室効果ガスの排出量（現況の排出状況）

- ア ハード事業実施前の温室効果ガスの排出量  
温室効果ガスの年間排出量 t-CO2
- イ 農村地域の代表する営農類型において、事業実施前の年間の温室効果ガスの排出量  
温室効果ガスの年間排出量 t-CO2/ha（〇〇営農類型の排出量）
- ウ 農業起因以外の温室効果ガスの排出量

温室効果ガスの年間排出量 t-CO<sub>2</sub> (〇〇行為に伴う排出量)

5 事業実施により目標となる農村地域温室効果ガスの排出量目標

ア ハード事業実施後の温室効果ガスの排出量

温室効果ガスの年間排出量 t-CO<sub>2</sub>

4 との差の要因 :

イ 農村地域の代表する営農類型において、事業実施後の年間の温室効果ガスの排出量の目標

温室効果ガスの年間排出量 t-CO<sub>2</sub>/ha (〇〇営農類型の排出量)

4 との差の要因 :

ウ 事業実施後の農業起因以外の温室効果ガスの排出量

温室効果ガスの年間排出量 t-CO<sub>2</sub> (〇〇行為に伴う排出量)

4 との差の要因 :

第 6 事業実施を通じて達成しようとする農業活性化の将来像

(添付図面) 低炭素むらづくり計画 一般計画図

一般計画図	位置図										
<p style="text-align: right;">S=1:</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">凡 例</th></tr></thead><tbody><tr><td>対象地域</td><td></td></tr><tr><td>自然エネルギー供給施設整備</td><td></td></tr><tr><td>エネルギー需要施設整備</td><td></td></tr><tr><td>基盤整備</td><td></td></tr></tbody></table>		凡 例		対象地域		自然エネルギー供給施設整備		エネルギー需要施設整備		基盤整備	
凡 例											
対象地域											
自然エネルギー供給施設整備											
エネルギー需要施設整備											
基盤整備											

対象となる地域を特定した地図に、主要な事業の実施位置を明示して添付すること。

## 別紙4の2（第5の1の（2）のア関係）

### 低炭素むら診断手法について

#### 第1 概要

低炭素むら診断手法とは、特定地域における農業活動等に起因する温室効果ガスの排出量を把握するための手法をとりまとめたものとする。

診断対象としては、低炭素むらづくりモデル地区事業（以下「モデル地区事業」という。）により実施される活動、対象地域における農業活動及び農業農村の活性化に必要な活動並びにこれらと一体的に診断対象とすることが適当であると認められる活動等に起因する温室効果ガスの排出量とする。

#### 第2 対象地域

低炭素むら診断の対象地域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された「農業振興地域」及びこれと一体的に診断対象とすることが適当であると認められる地域とする。

なお、モデル地区事業で低炭素むら診断を行う地域は、地域協議会が対象地域内の地方公共団体及び関係者の協力を得て、温室効果ガスの排出量を把握可能な地域とする。

#### 第3 事業内容

初年度においては、原則として地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度について解説された「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に基づき、低炭素むら診断を作成する。

二年度目以降においては、前年度のモデル地区における活動と温室効果ガスの排出量の関係を考慮し、前年度の低炭素むら診断をより実態に即したものとなるよう改訂する。

最終年度においては、全てのモデル地区における様々な農業活動等と温室効果ガスの排出量の関係を考慮した低炭素むら診断を確立する。確立する低炭素むら診断手法は、対象地域の実情に即しつつも簡易な手法で診断できるものとする。

#### 第4 診断対象

低炭素むら診断手法の診断対象については、少なくとも以下の1及び2の事項を含むものとし、3及び4については地域の実情に応じ診断対象として追加することができる。

- 1 対象地域においてモデル地区事業の実施に伴い削減される温室効果ガスの排出量
- 2 1のうち対象地域において行われている様々な農業活動のうち代表的な農業活動による温室効果ガスの排出量について、モデル地区事業の実施に伴い削減される量
- 3 2の代表的な農業活動以外の農業活動による温室効果ガスの排出量について、モデル地区事業の実施に伴い削減される量
- 4 1のうち農業活動以外の活動（ただし、農村の活性化に資するものに限る。）による温室効果ガスの排出量について、モデル地区事業の実施に伴い削減される量

第5 今後の活用

今後の農業農村整備事業の実施にあたっては、低炭素むら診断手法を活用し温室効果ガスの排出量を考慮した施設規模、維持管理のあり方等を検討することとする。

第6 その他

この他定めのない事項については、農村振興局長と協議するものとする。